

# 令和8年度若手社会人モデル及び学生が選ぶ「働きたい県内企業」の 情報発信業務に係る企画提案募集要項

## 1 趣旨

この要項は、青森県（以下「県」という。）が令和8年度若手社会人モデル及び学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務名

令和8年度若手社会人モデル及び学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信業務

## 3 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

## 4 委託経費上限額

13,864千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先候補者の選定後に、見積書を徴取して決定する。

## 5 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 6 企画提案応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有しており、本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、県と十分な意思疎通がとれる者であること。
- (2) 動画の撮影・編集等に関する業務を企画・実施した実績を有し、本業務について、十分な業務遂行能力があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県発注の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 破産法、会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## 7 応募方法

- (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案提出書（様式2及び付表）

ウ 企画提案書（様式任意 日本産業規格A4）

- ・実施管理体制

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること。

- ・制作する動画の内容

委託業務の目的（青森県で生き生きと働き充実した生活を送る若手社会人の様々な生き方や、県内の学生がリポーターとなり学生目線で発見した県内企業の魅力などを動画で発信し、学生の県内定着を促進する）の達成に効果的な内容とすること。

- ・若手社会人モデルの情報発信に係る内容

県内か県外かで就職先を迷っている学生ペルソナ及びペルソナが持つ青森県へのネガティブイメージを払拭・解消する構成案を提案すること。

若手社会人モデルの出演候補者の選定方法を提案し、候補者を例示すること。なお、実際の出演者及び構成は、委託契約締結後に、提案を踏まえ発注者と協議の上決定するものとする。

- ・学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信に係る内容

学生リポーターを対象とした取材前研修の実施時期、場所、開催内容等について具体的に記載すること。

- ・動画視聴を促す広告配信に係る内容

適切な広告媒体及び金額配分について具体的に記載すること。

- ・制作動画の普及に関する企画の提案に係る内容

制作動画の普及にあたり効果的と思われる企画について具体的に記載すること。

- ・スケジュール

業務完了までの全体的なスケジュールを記載すること。

- ・これまでの実績

過去に実施した類似の業務や活動について実績を記載すること。なお、過去に制作した動画については、URLを記載するか、インターネット上での閲覧が難しい場合には電子データ等で提出すること。

エ 経費積算書（様式3、日本産業規格A4）

提案する業務に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）について、合計額及び経費区分（人件費、交通費、諸経費等）を提示すること。

なお、若手社会人モデル及び学生リポーターへの謝金として35万円程度、学生リポーターの交通費として20万円程度（それぞれ消費税及び地方消費税を除く）を見込むこと。

オ 団体の概要がわかるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料）

- カ 会社については商業登記簿の写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、またはこれらの事項を証明するもの
- キ 貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）
- ク 個人情報の取扱いに関する方針、規程等

(2) 提出期限

- ア 参加表明書 令和8年7月1日（水）17時必着
- イ 企画提案書等 令和8年7月8日（水）17時必着

(3) 提出部数

- ア 参加表明書（上記（1）ア） 1部
- イ 企画提案書類（上記（1）イ～キ） 6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出方法

上記7（1）に示す提出書類一式を、下記「12 問合せ・応募書類提出先」に直接持参するか郵送すること。

直接持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(5) 留意事項

- ア 提案は1者につき1提案とする。
- イ 提出された企画提案書は、委託先候補者選定の審査にのみ使用する。
- ウ 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- エ 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。
- オ 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- カ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

## 8 審査方法

(1) 審査

- ア 提出書類を総合的に審査して委託先候補者を選定する。
- イ プレゼンテーションは必要に応じて実施することとし、実施する場合は、令和8年7月15日（水）を予定している。
- ウ 実施の有無、開催日時、場所（オンライン併用予定）等については、別途、企画提案者に個別に連絡する。

(2) 審査項目

- ア 実施管理体制に関すること
- イ 経費の妥当性に関すること
- ウ 若手社会人モデルの情報発信に関すること
- エ 学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信に関すること
- オ 動画の普及に関すること
- カ 実施スケジュールに関すること

## 9 審査結果の通知と委託契約の締結

### (1) 審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

### (2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。

イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。

ウ 本業務により制作された動画等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）、所有権、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

## 10 応募に関する質問

### (1) 質問受付期限

令和8年6月30日（火）17時必着

### (2) 質問方法

質問書（様式4）に記入の上、下記「12 問合せ・応募書類提出先」あて、電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

### (3) 回答方法

質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

## 11 スケジュール

令和8年6月30日（火）17時	質問受付期限
令和8年7月 1日（水）17時	参加表明書受付期限
令和8年7月 8日（水）17時	企画提案書類提出期限
令和8年7月15日（水）10時	企画提案審査会（予定）
以降	審査結果通知、契約締結

## 12 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ（県庁南棟4階）

所在地：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電話：017-734-9398

E-mail：[wakamono@pref.aomori.lg.jp](mailto:wakamono@pref.aomori.lg.jp)